

## 公立丹南病院組合事務局設置条例

〔平成11年6月21日〕  
条 例 第 7 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、  
管理者の権限に属する事務を分掌させるため、公立丹南病院組合に事務局を置く。

(職員の定数)

第2条 事務局職員の定数は、公立丹南病院組合職員定数条例(平成11年公立丹南  
病院組合条例第8号)の定めるところによる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。